

第2回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事概要

- 1 日 時 平成28年(2016年)11月28日(月)15:00~17:00
- 2 場 所 県庁新館4階 教育委員会室
- 3 出席者 元永委員、柴原委員、梁川委員、富永委員、住本委員
西嶋幼小中教育課長
事務局：県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室
- 4 会議概要

■会議の成立確認

○滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第7条第3項の規定によると、委員の半数以上の出席により成立。本日は、委員全員出席により成立。

■会議の公開・非公開について

○滋賀県立学校いじめ問題調査委員会運営要領の第5条第1項の規定により原則として公開となっているので、議題1から議題3は公開するが、議題4は個別のいじめ事案の対応について協議するため非公開とすることに決定。

■議題

○議題1について

(委員長)

まず、議題1「いじめの実態(平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果)」について審議いたします。

まず事務局より御報告をお願いします。

(事務局)

それでは、議題1「いじめの実態(平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果)」について説明させていただきます。配布資料1ページ資料1を御覧ください。

まず、「(1)いじめの認知件数」についてですが、1ページの表5を御覧ください。公立小・中学校および県立学校のいじめの総認知件数は、前年度より1,136件増加し、2,633件でした。特に小学校での認知件数がほぼ倍増しており、昨年度文部科学省からの通知もあり、法の定義に基づいて、より教員が敏感に認知を高めて対応したことが大きいと考えられます。

5ページの(1)のグラフを御覧ください。平成27年度の1,000人あたりのいじめの認知件数は16.70件で、平成23年度以降年々上昇して全国平均17.97に近づいてきております。

次に「(2)いじめを認知した学校数・いじめの認知件数」について説明します。再び1ページ表6を御覧ください。いじめを認知した学校数については、小学校においては平成26年度の171校から16校増加して187校、中学校においては平成26年度の84校から2校増加して86校、高等学校においては平成26年度の40校から2

校増加して42校、特別支援学校においては、平成26年度の7校から4校増加して11校となりました。それぞれ認知学校数の割合は、全国平均を上回っている状況です。

また、校種別のいじめの認知件数については、小学校においては、平成26年度の838件より886件増加し1,724件、中学校においては、平成26年度の505件より265件増加し770件、高等学校においては、平成26年度の137件より12件減少し125件、特別支援学校においては、平成26年度の17件より3件減少し14件となりました。

1000人あたりのいじめの認知件数も掲載しておりますが、中学校では18.83件となり全国平均を上回りました。なお、特別支援学校においては、児童生徒数が少ないこともあり、比較することが難しいので、1,000人あたりの認知件数は示しておりません。

次に、「(3) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法」についてです。2ページの表7を御覧ください。アンケート調査や個別面談については、全ての学校で実施されております。また、県教育委員会としては学期に1回以上、年3回以上のアンケートの実施をお願いしております。そのこともあり、年2回以上アンケートを実施している学校の割合が昨年度より0.5ポイント増加し98.2%でした。これは、「年2～3回」、「年4回以上」を合計したものです。

次に、「(4) いじめの発見のきっかけ」についてです。2ページの表8を御覧ください。発見のきっかけのうち、学校の教職員以外からの情報により発見では、「本人からの訴え」が最も多く、次に「当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え」でした。この数値は相対的なものですが、今後も子ども自身に訴える力や教員に相談しやすい雰囲気、教育相談体制を充実させることは重要であると考えております。

続いて、「(5) いじめの態様」についてです。6ページの表9を御覧ください。いじめの態様については、「冷やかし、からかい、言葉の脅し」から「その他」までの9項目に分類しております。ここでは複数回答が可能であり、構成比の合計が100%になっておりません。小・中学校、高等学校、特別支援学校のすべての校種で「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっております。次に多いのは、小・中学校においては「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」で、高等学校と特別支援学校においては「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」でした。

続いて、「(6) いじめの解消状況」についてです。4ページの表10を御覧ください。「いじめが解消しているもの」のいじめの総認知件数に対する割合（解消率）は、92.1%でした。これは、全国平均を上回っておりますが、被害に遭った子どもの心に寄り添い、保護者とも連携して、安心して生活できるよう引き続き支援していくことが重要であると考えております。

最後に、「(7) いじめの対策」についてです。6ページの下を御覧ください。今後は、各学校で策定された「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を確認し、点検や見直しの働きかけを行い、いじめを許さない学校づくりを推進し、未然防止に努め、児童会・生徒会活動の充実を図っていきます。いじめについては、法や条例に則って組織的な対応をすることが重要であることから、学校訪問や様々な研修において、教員の資質向上や校内組織体制の充実を図れるよう啓発してまいりたいと考えております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を有効に活用し、いじめから子どもを守ることを主眼に、いじめの未然防止、早期発見に努めていきたいと考えております。さらには、スマートフォン等の所持率も大変高くなってきていることもあり、利用について保護者および関係機関と連携するなど指導の充実にも努めてまいります。最後に、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、子

子どもを守るために家庭・地域・関係機関との連携が重要になります。今後もその連携の強化を図ってまいりたいと思います。

これで、「いじめの実態（平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果）」についての説明を終わります。

（委員長）

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などございましたらお出しください。

（委員）

1ページの表5についてですが、全県下の学校で、6ページの（7）にあるようないじめの対策に大変御苦労いただいた結果、認知件数が増えてきて、特に小学校について倍増しているという報告でした。中学校は微増、高等学校と特別支援学校は減少となっていますが、お聞きしたいのは、小学校で倍増した要因と倍増したことに対して一番効果があったのは何かについて、分かる範囲で教えてほしい。

（事務局）

いじめの認知件数が小学校で増えたのは、いわゆるちょっとした言い合いやけんかなどを含めて認知し、報告をあげてもらっています。昨年8月に岩手県矢巾町のいじめ事案もあって文部科学省から再調査の依頼があり、県教育委員会としましても法の定義に則って、いじめを認知するように指導してきました。文部科学省の事例も示し、細かな事例でもすくいあげるように指導したことで、とりわけ小学校の方では増えたのではないかと思います。

（事務局）

補足をさせていただくと、昨年度途中で数回、県教育委員会から市町教育委員会等に法に則っていじめを認知して対応するように指導させていただきました。その中で、今まで小学校の低学年であまりいじめとして認知していなかったような事案も、いじめと認知されてあがってきていると思います。昨年度の途中で、文部科学省に問い合わせをして、とにかく教育委員会にいじめを報告しなさいという枠組みがある中で、報告はどのような形式でも良いと確認をしました。従来は、いじめがあれば、大きなものからいわゆる軽微なもの、子どもの中で解消したようなものまですべて同じ一枚ものの報告書をあげてもらっていました。昨年度からは、軽微なもので、子ども同士で解決したようないじめや既に解決して、認知はしたけど対応が必要ないいじめについては、表計算のシート（エクセル）に入力して報告するような簡易な形式に替えたこともあり、小学校で多く報告をあげていただいたように思います。

（委員）

今の説明について少し確認したい。まずは、小学校のいじめが増えたわけではなくて潜在していたものが認知できるようになり、それは学校の意識が変わったのと、報告しやすい工夫をしたからであると理解してよろしいか。また、中学校とか高等学校はそう大きく増えているわけではなく、逆に高等学校が減っているのは、小学校よりは取組が進んでいたという理解をさせていただいていいのですか。

（事務局）

データからは、そこまでは読み取ることはできません。

(事務局)

いじめの認知校数は増えておりますので、取組は進んでいると考えられます。

(委員)

表8を見させていただいて、平成26年度に比べて平成27年度の「本人からの訴え」の割合が倍増したというのは、とても良いデータだと思います。委員会の方針では、生徒たちが自主的に取り組めることを支えていくという対応をされています。その成果については、特に数字には遅れて出てきやすいので、取り組んだ当初よりも後になってデータとして出てきます。平成27年度というよりも、平成27年度以前までの取組の成果が出てきていると判断しています。それに関係して、「保護者からの訴え」の割合が少なくなっている。平成26年度は「本人たちの訴え」よりも「保護者からの訴え」の割合が多かった。本人たちが訴えられる力をつけてきた、および訴えられるような指導・関係づくりがなされてきたのではないかという感想をもちました。

質問ですが、特別支援学校については、表10を見ると、いじめが解消した件数が8件、継続支援中が5件、取組中が1件、合計14件ありますが、14件に関わって生徒たちに一般的ではなく、具体的にどのような取組をするのかが課題です。いじめが解消しているのが滋賀県は57.2%、全国平均は73.6%であり、取組の効果が上がっていないという数字が出ています。それについては、取組の改善を強化することによって継続支援中の子ども達を救うことができるのではないかと思います。これに対しての教育委員会からの支援強化が必要であるというデータだと見ています。表6ですが、滋賀県の特別支援学校の認知件数14件、全国が1,244件、滋賀県は1校あたり1.2件とか1.3件ぐらいで、全国は1校あたり4件ぐらいになります。全体の人数が少ないとしても、かなり大きな差があると思います。このあたりについて、教育委員会としてどのように分析されているのか、よく理解できるような情報があれば教えていただきたい。

(事務局)

特別支援学校が小中高と比べていじめの解消率が上がっていないことと、その他のいろいろなこととどういう相関があるかは分析できていません。本県のスクールカウンセラーについては、小学校・中学校・高等学校にはすべての学校に入っております。小学校・中学校等では、いじめがあった時にいじめの対策委員会にスクールカウンセラー等が入って、その後の子どもの支援をどのようにしていくかについて御助言いただいて取り組んでいます。しかし、特別支援学校には、緊急派遣など要請があればスクールカウンセラーを派遣しますが、県から配置していないので、そういうことも関連しているのかと個人的には考えています。

(事務局)

調査を担当した者から実態を報告しますと、非常に少人数の生徒を多くの先生で見ているというのが、まずは特別支援学校の特徴としてあります。平成26年度調査で各校に取組について相当お願いしましたところ、平成27年度は丁寧に見ていただいたところ認知件数が減りました。減った中でも起こったものについては、自分で解決する力に課題がある場合も多いことから、先生方が1年間生徒のことを丁寧に見守っていただいています。したがって、すぐに解消と考えずに、ずっと見守っているという状況がこの数字になっていると思われれます。

(委員)

いじめ事案の認識と解消についての細かなチェックの度合い、一般校と特別支援学校との評価の仕方に違いがあると考えてよいのですか。

(事務局)

いじめの認知については、定義に則ってすべての学校で取り組んでもらっていますが、解消の定義が文部科学省から示されていない中、学校間でも多少取組差・温度差があります。担当からの説明のとおり、特別支援学校は小学校・中学校よりも長く見守り等を行っていただいていることで、解消に至っていないと判断されているのかと思われます。

(委員)

評価の仕方が違うということですか。見守り期間など条件が一般校と特別支援学校では違うことで、データの差が出てきているのでしょうか。一般校であれば終了したというところでカウントするところを、特別支援学校では、終了しているんだけどまだ心配だということ、一般校であれば解消したと判断するところでも、解決したという数字にあげていないという理解でよろしいですか。

(事務局)

言葉で全部伝えられる生徒ばかりではないということもあるかと思えます。

(委員)

この期間はいじめが解消していても見守り期間で、再度いじめがあっても1件としてカウントしていないので、少ない件数がさらに少なくなっているという理解でよろしいですか。

(委員長)

統計を追うことにあまり意味がないように思いますが、解消の定義・数え方を統一しないといけないという問題があります。

(事務局)

文部科学省もどれをもって解消と言っていない。滋賀県では、「一定解決をしたといっても、さらにまだずっと見守ってください。さらに起こっていないということが確認され、一般的な見守りに入った段階で解消ということにしましょう。」と言っています。その期間については、今、担当が言ったとおり、特別支援学校の児童生徒の中には、言葉で表現できない児童生徒もいることから、長い間見守りをいただいていることになっています。解消の定義自体が各都道府県によっても違います。

(委員)

解消したかどうかは、学校によっても、特別支援学校と一般校によっても違いがあります。以前からお話しさせていただいていますが、学校評価については、きちんと決められたものがあるとは思いますが、しっかりとその辺を踏まえた滋賀県独自の評価基準というものを定めないと学校によってまちまちになってきます。学校独自でやるのか、学校の中でも誰がやるのか、学校以外の第三者でやるのかとかそういった仕組みや評価基準、いじめが解消したかどうかの基準も当然入ってくるのですが、きちんと整備していくことがいじめの防止に向けての重要なポイントになってくるのではないかという気がします。アクションプランを使ってその続編にそのような取組を入れていただくと、

この統計結果が信憑性のあるものになるのではないかと思います。どこが本当にまだ十分でないのかが分析できてきて、さらにいじめを防止できるような対策につながるのではないかと思いますので、ぜひともお願いしたい。

(委員)

3点ほど触れます。

まず表8ですが、「アンケート調査など学校の取組による発見」の割合が全国平均と比べると非常に少ないと思います。結構アンケート調査から発見される場合が多いのですが、記名式が多いと実態が書けません。表7のところで、滋賀県は全国平均より無記名が少なかったり、記名が多かったりすることが影響しているのかもしれないと思います。非常に大事なのは実施の方法の工夫で、教師がアンケート実施の目的をどう子どもたちに伝えるかが、大事な要素・ポイントです。「またいつものアンケートを配るよ。実施するよ」と淡々と行うのではなく、教師がいかにか「いじめ防止に、いじめ発見にアンケート調査が大事なのだ」という思いをしっかりと持っているかが、委員が話されたように大事だと思います。単にアンケートを実施するのではなく、教師の思いをしっかりと子どもたちに伝える必要があるのではないかと思います。

2つ目が表9です。「嫌なこと・危険なことをさせられる」の割合が全国平均よりもどの校種も多いです。小学校は13.8%、全国は8.1%で、中学校も13.6%、全国は7.1%で、高校も16.8%、全国は7.5%で、特別支援学校も21.4%、全国は8.6%です。危険なことの中には、非常に命に関わることが含まれているのではないかと、本当に命の教育の必要性を数字が物語っているのではないかと思います。当然、共感性の乏しさ、おもいやりを育成するということを含めて命の教育に転換しないといけません。

最後に4ページです。「県内における具体的事例」には、すべてSNSを使った誹謗中傷や悪口の事案が入っています。青森県の中学2年生の自殺事案では、遺族がマスコミに出られているのを何回か見ましたが、今も加害者の実名と写真が拡散しています。これは、一生消えないデジタルタトゥーと呼ばれているらしいです。当然加害者が悪いのですが、こういうSNSを使ってのいじめの対策というのはどうしても後手後手になりがちなのですが、やはり早急に手を打っていく必要があります。この件についてはこんなふうにありますと、きちんと出せることが大事かと思いました。

(委員)

今の委員の意見に関連して、表9の「いじめの態様」を見ると、いじめの行為がずっと書いてあるのですが、犯罪性のある行為とそうでないものが同じ文脈で書いてあるとすごく違和感を感じます。子どもが死に至るようないじめはほとんど犯罪性があるといっていると思います。そういう事件があった時に、SNSで加害者の情報を拡散したりする行為がどうして起こるのかということですが、それは犯罪を犯罪として処理しないことへのやり場のない怒りを、一般の人はそういう形で表しているのではないかと思います。今、そういうことを防止するためにどうしたらよいのかという話がありましたが、犯罪は公の機関がきちんと処理するしかないと思います。

(事務局)

SNSの対策につきましては、誹謗中傷等が見つければすぐ削除することや、それ以外にも使い方も含めて各学校に指導しているところですが、ただ、一旦出てしまうとなかなか取り返しがつかないところがあります。早くに削除するということはしていますが、その場で消しても、誰かがとっていればまた拡散してしまいます。この問題については、

知事を委員長とする「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」の第1回の会議でも取り上げて、どうすれば良いか話をしているところです。なかなかこうすれば一気に解決するというものはありませんが、関係機関や保護者との連携を含めて対応していくことが重要かと思えます。あと委員が話されたとおり、いじめの中で犯罪性のあるものについては、文部科学省からも指示があるように、県教育委員会も警察との連携を図るように指導しているところです。学校でできる範囲のところはできるだけ行い、警察にお願いしなければならないところは警察にお願いしてやっていくように指導していきたいと思えます。また後ほど警察との連携については少しお話しさせていただきたいと思えます。

○議題（2）について

（委員長）

それでは、次の議題に移ります。議事（2）「いじめ問題に係る学校と関係機関との連携のあり方について」です。事務局より御説明をお願いします。

（事務局）

それでは、議題2「いじめ問題に係る学校と関係機関（警察等）との連携の在り方」について説明させていただきます。

まず、12ページからの資料5の答申書を御覧ください。その中で13ページの下にありますように「いじめ関連情報に関して小学校から中学校への申し送りの重要性」と14ページの「警察と学校のさらなる連携の必要性」について御提言をいただきたいところです。そこで、全公立小・中学校のそれぞれ3割程度の学校に対して調査を実施しました。高等学校はすべての学校を対象にいじめの取組について定期的に調査を行っています。その結果をまとめたものが7ページの資料2です。

また、先ほどの答申書の中に「警察との継続的な協議をもたれたい」という提言がありました。従来から県教育委員会としては、県関係部局・県警本部の間でスパック会議と呼んでいる問題行動の連絡会議をもっています。そこで定期的に情報交換を行っていましたが、さらに学校現場の生徒指導担当者の意見も聞かせていただきたいと考え、警察と学校のより良い連携の在り方について協議していく機会をもちました。その意見交換会の概要をまとめたものが、8ページの資料3です。

まず、7ページ資料2の「警察と学校の連携について」の部分ですが、「昨年度に暴力やいじめ等の問題行動等で警察と連携した」と回答した小学校が約8割弱、中学校が約9割となっています。今年度は7月末段階で小学校が約7割、中学校が約9割余、高等学校では10割となっています。ただ、いじめへの対応では、犯罪までは至らず、学校の対応で解消に至る事案も多いこともあり、連携していると回答している学校の割合は少なくなっているという状況です。児童生徒の問題行動の対応・健全育成に関し、学校と警察の連絡制度について「情報共有ができています」と回答している小学校が約6割、中学校・高等学校が約9割となっており、「迅速に対応できている」と回答している小学校が約5割、中学校が約6割、高等学校が約8割となっています。「見通しや安心感をもつことができるようになってきている」、「問題行動の抑止力となっている」、「学校の指導を尊重してもらっている」と回答している学校も校種によって多少差はあるものの、約半数前後に上っています。8ページの意見交換会の発言要旨の中で「①学校と警察との連携の成果（良かった点）」ですが、「警察と連携することで生徒の問題行動に適切に対応できた」という声が聞かれます。このように警察と学校の連携が進んでおり、協働して児童生徒の健全育成のために指導・支援を行くことが重要であると考えております。

しかしながら、一方で「警察との連携をしていない」と回答している小学校が約2割

強あります。小学校は中学校や高等学校に比べると、暴力事案等学校で指導することで解決につながる事案も多いかとは思いますが、たとえ大きな事案が起こっていなくても、日頃から警察と顔を合わせて連携をとっていく必要性があると感じております。8ページの意見交換会の発言要旨の中の「②学校と警察との連携の課題（改善点）」にあるように、警察と学校、教育委員会が定期的に情報交換を行う場をもつようになってきていますが、さらに日頃から学校と警察の間で顔の見える関係づくりが進むように様々な会議を通じて連携の大切さをさらに周知してまいりたいと考えています。「学校と警察との連携の在り方」についての説明は以上です。

続いて7ページ資料2の「小学校と中学校との連携について」の部分について説明します。「昨年度に小学校と中学校の間で問題行動や不登校への対応について連携（連絡）した」と回答した小学校は約8割、中学校は約9割に上っています。今年度7月末で小学校・中学校ともに約8割に上っています。また、「昨年度に小学校と中学校の間で問題行動や不登校への対応について情報交換を行うために定期的に会議を開催した」と回答した小学校が約8割、中学校で約9割に上っており、今年度も小学校・中学校ともに7割以上が会議を予定しています。小学校と中学校の間で問題行動や不登校に関して情報の申し送りをしている小学校・中学校はほぼ8～9割に上っており、問題行動への対応について小学校と中学校の連携は進んでいるものと考えております。ただ、いじめへの対応では、連携していると回答している学校の割合は少なくなっており、今後さらに連携が進むよう市町教育委員会や各学校に対して様々な会議の場で啓発していく必要があると考えています。問題行動の情報の申し送りについては、各市町や各学校で個人情報に配慮しながら、それぞれの児童生徒や地域の状況に応じて行われており、現段階で県教育委員会が統一様式を示すことは難しいと考えております。

（委員長）

それではただいまの説明について、御質問、御意見を申し上げます。

私からお伺いしてよろしいか。警察と学校の連携制度についてどのように感じているのかというところで、比較的これが高いと見るのか、低いと見るのかはともかく、「情報共有ができている」については「できている」と感じている回答が多いように見られます。しかし、「迅速に対応できている」や「見通しや安心感をもつことができるようになってきている」、「問題行動の抑止力になっている」、「学校の指導を尊重してもらっている」では必ずしも評価が高いとは言えず、5割を切っているところもありますが、その要因についてどのように分析していますか。

（事務局）

「見通しや安心感をもつことができるようになってきている」というところが、小中学校で5割を切っており、「学校の指導を尊重してもらっている」ところも小学校で4割を切っています。今指摘のあった「見通しや安心感をもてるようになってきている」というところについてですが、警察での対応になると、捜査上のことがあり、詳しい状況については捜査がある程度進まない段階では教えてもらえないこともあるので、このような数字になっているのではないかと思います。「学校の指導を尊重してもらっている」というところは、中学校で大方6割、高校で5割強です。連携が進んでいる中で、このような数字が少しずつ上がっているのではないかと思います。このような調査を行ったのは初めてですのでデータはありませんが、私の経験から言いますと、警察の方と連携する中で上がってきたのではないかと思います。小学校の方は事案としての連携としてはあまりないのではないかなと思います。したがって、4割程度になっているのではないかと思います。

(委員)

学校と警察の連携のあり方ですが、これから日本に合ったやり方を一から作っていく必要があるかと思いますが、全くお手本がない状態で作っていくのは効率が悪く、失敗に終わる恐れもあります。したがって、海外のエビデンスを取り入れてエビデンスに基づいた連携をしていくことが大事かと思います。日本のいじめ対策については、他の先進国とは言葉の壁もあって、今までうまくいかなかった大きな原因の一つだと思います。警察との連携も、海外のスクールポリスのノウハウをそのまま取り入れるのではなくても参考にはしていく必要があるかと思います。

(委員長)

他にありますか。

(委員)

委員が話されたことに関連して、平成25年の5月に文部科学省から「警察に早期に重篤なケースについては早期に警察に相談・通報しなさい」と通知が出ているのですが、本当に命に関わる、最近特にいじめに関わる自殺が多い状況の中で、中井久雄先生が「子どもの世界には、子ども警察も、子ども裁判所もない」と言っておられます。やはり大人が子ども達のこういう今の現状を本当に真剣に考えた場合、警察に対して本当に連携して効果があがった事案、モデルをどんどん発信していくことが大事ではないかと思います。たとえば、先ほどのSNSの事例も、名誉棄損罪となり、刑法230条で完全に犯罪です。そういうことも子どもたちに発信していくことがいじめの予防になり、何件かでも減らせれば、何人かの命が救えれば、非常に大きなことではないかと思います。早い段階から委員が強調しておられましたように、「これは明らかに犯罪なのだ」ということを発信していく必要があるのではないかと思います。

(委員)

今、委員が話されたことについて、文部科学省のホームページに「学校において生じる可能性のある犯罪行為等について」という項目があり、そこに警察に通報すべきいじめがちゃんと明記してあります。これは文部科学省が公開しているものですので、後で議論される「ストップいじめアクションプラン」にも載せるべきだと思います。また子どもに対しても、もう少し噛み砕いて小さいうちから刷り込んでいく必要があるかと思えます。

(事務局)

先ほど委員が話された名誉棄損については、「個人の写真を勝手にSNS等に掲載するのは犯罪である」等各市町学校の方でも指導はやってもらっておりますが、さらに啓発してまいりたいと考えています。先ほど委員が話されましたように、後ほどの「ストップいじめアクションプラン」の改定にも関わり、もう少し噛み砕いて、低学年の子どもたちにも分かるようなもの考えていくという工夫も検討していきたいと思えます。

(委員)

7ページの下「小中の学校間の連携」の数値ですが、なぜ中学校の方が高くて小学校の方が低いのでしょうか。逆ではないのでしょうか。小学校の方が問題意識が低いのではないのでしょうか。上がってきたという事務局の説明でしたが、本当は小学校から心配な子についてきちんと中学校につないでいくというのが先であると思えます。

す。中学校で問題が出てきてからどうなっているのかと小学校に連携を求めていったというように数字をとらえるのならば、小学校の認識がひよっとしたら低いのではないかという印象を持つのですが、その辺はいかがでしょうか。

(事務局)

委員が話されたとおり、小学生の時は普通に学校に行っていて、何も変化がなかったが、中学生になって現れてきたような場合に、小学生の時はどうであったのかと中学校が返しているケースが多いのではないかと思います。小学校の方で気になるところについては問題行動含めて連携をしておりますけれども、中学校で割合高くなっているのは、そういうような中学校で現れた状況で、小学校に問い合わせをしているからであると分析しています。

(委員)

もう一つよろしいか。いじめに対する学校の意識が上がってきたと言われるが、小学校の方が早期発見等いじめに対する意識が低くて、結局いじめ・問題行動・不適応行動が顕在してからしか対応できてないように思います。だから、中学校の方が相談・連携する率が高いというのであれば、事務局の説明では引継ぎの様式を定めないということでしたが、やはりあえて小学校に対して引継ぎする様式・ルールを決めて、お願いしていくということももう一度検討していただく必要があるのではないかと思います。これが逆で、中学校が低くて小学校が高いのなら良いのですが、それでも問題がないとは言いませんが、小学校の方が逆に低いというのは非常に大きな問題を含んでいるのではないかと思います。学校間で引継ぎの際に、口頭であろうが、文書であろうが、自由にお任せというのでは不十分ではないでしょうか。小学校の意識が上がってきたといえども、事案に対する発見がもっとできるのではないのでしょうか。そういうところでしっかりした目を持っていただくためには、引き継ぐ様式、形、仕組みがいろいろあるのではないかと思います。いかがですか。

(事務局)

各市町の方でも、小学校と中学校の間での連携を行っているので、県が統一した形を求めるかどうかは検討が必要かと思います。今、委員が話されたとおり、とりわけ中学校は思春期であることもあり、いろいろな問題が統発する傾向にあります。もちろん小学校では分からなかったところもあるかと思いますが、小学校に関わる場所については遠慮なく連携するのは大変重要だと思っています。ただ、どこまで連絡するかとか、どれが気になるかというのは、先生方の意識に関わってくると思います。そのため、生徒指導の指導力向上研修や初任者研修、10年経験者研修を始めとする研修、また管理職研修等でそのあたりの意識の向上を図るためのものを行っています。委員が指摘された早期発見の意識というのは、さらに高めていかなくてはならないと思っています。今後もさらに力を注いでいきたいと考えています。

(委員)

ありがとうございます。急にいじめが起こるということではなくて、小学校の時には必ずあるはずで、急に暴力をふるう子ができるということではないと思います。ただいろいろなことが積み重なって顕在化してくるわけです。せっかく「ストップいじめアクションプラン」という立派なものを作ってもらっているので、なんとか様式も含めて検討してほしいと思います。期待しています。

(委員)

数字の読み方の質問です。小学校と中学校の連携についての(3)と(4)の両方ともにいじめが入っているのですが、(3)のいじめと(4)のいじめの違いは何ですか。

(事務局)

(3)と(4)のいじめの違いはありません。(3)は暴力やいじめ、不登校全部含めてのことで、(4)はいじめに限定した形のことです。

(委員)

そういう意味ですか。

(委員)

そういう意味では、(4)のところでは11%の開きがあるので気になるのでしょうかと思います。

(委員)

(3)と(4)では大きく違いがあるので、質問させていただきました。

(委員長)

他に本議題についてありますか。引き続き、また今後も問題・課題もあるかと思いますが、次の議題に移りたいと思います。

○議題(3)について

(委員長)

続いて議題(3)「ストップいじめアクションプランの改訂(いじめに係るアンケート調査の在り方等)」についてです。これについて資料4の御説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題(3)「ストップいじめアクションプランの改訂(いじめに係るアンケート調査の在り方等)」について説明させていただきます。12ページからの資料5の答申書を御覧ください。その中で「3 定期的ないじめアンケート調査においては、いじめの発見と同時に、ストレスチェックやセルフケアの機能を持たせることができるよう、アンケート項目に工夫をされたい」という御提言がありました。それを受けて、別添の「ストップいじめアクションプラン」の38ページに「いじめに係るアンケート作成・実施上の留意事項」を盛り込みました。さらに、次年度に改訂する「ストップいじめアクションプラン」にはより具体的にいじめに係るアンケートのイメージを持ってもらえるよう学校にサンプルを示していく必要があるのではないかと考えております。

そこで、9ページの資料4を御覧ください。これは、昨年度調査委員会で委員から提示していただいた「いじめに係るアンケート案」をもとに、県教育委員会で一部改訂したものです。ストレスが高い生徒の中にいじめの加害・被害の生徒がいるのではないかという視点でより広く生徒をチェックしていこうとするものです。このアンケートでいじめの発見につなげるとともに、生徒自身のセルフケアになるというのがこのアンケートの目的です。このアンケート(サンプル案)とともに、「ストップいじ

めアクションプラン」について修正・追加する部分がありましたら、御意見をいただければありがたいです。9ページから11ページについて、とりわけ10ページと11ページに具体的に質問項目を挙げていますので、御意見をいただければありがたいと思います。

(委員長)

中学生の頃を思い出して○を付けてみて、アンケートはいずれも短く簡明な問いになっていて良いなと思ったのですが、その中で、「②あなたは、自分のことが好きですか」という問いは、答えにくいと思います。「自分のことが好きですか」と言われたら「そんなことは答えられない」と思ったり、「いや、好きじゃない」とほとんどの子が思ったりするのではないかと思いました。私の中学生の娘に「自分のことが好きですか」という質問をしたら「絶対嫌や。嫌い」と言ってくるだろうと思いますし、「自分が中学生の時だったらどうなのだろう」と考えても、とても「好き」とは正直答えられないのではないかと思いました。どちらかと言えば、「ここが自分の中では直したいな」とか、例えば「自分の容姿に自信がなくても好きですか」ではないのでしょうか。そういう意味では、アンケート全体の中で、この問いはかなり答えにくいと思いました。一保護者としての意見を含めて、「自分は特に困った人ではなく普通の人だと思いますか」といったような問いではダメなのではないでしょうか。これはすぐ子ども、特に思春期の子どもにとっては答えにくい問いであるなという感想をもちました。それと、「⑬気分がすぐれなくて、何をするのも面倒になることがありますか。」という問いでは、「気分がすぐれなくて」の後に、「何もするのが面倒になることがある」と言われると、そういう言葉を吟味してむしろ子どもは○を付けないのかもしれない。だから、この問いについては、単純に「気分がすぐれないことがありますか」と「何をするのも面倒になることがありますか」を分けた方が良いのではないかと思います。

(委員)

このあたりは事務局の説明するところかと思いますが、私が原案を作成しましたので、事務局的な立場で説明します。まず、アンケートの中身を大きく分けると、自己評価、他者評価、集団参加、体のこと、心のこと、社会的なことになります。「あなたは自分のことが好きですか」は自己評価ですが、委員長が指摘されたのはその通りで、今のように直してもらえばよいと思います。⑬は体のことを聞く項目なので、気分がすぐれなくてということになっています。子どもが体のことを聞かれて答えやすい問いにすれば一番良いと考えています。それと、前年度からアンケートを改定するにあたって協力してくださいという依頼を受けて、このような原案を作成しました。この会で抽象的に議論をしているよりも、まず叩き台のようなものを作って議論した方が前進しますので、まず原案を作りました。これは、今年の8月に短期間で作ったものなので、穴やミスが多いので、どんどん意見を言ってもらって良いものができる方がよいと思います。かなり時間をおいて見てみると、順番が良くないと思っています。核心的な問い、考えなければいけない問いを最初に持ってきているのが良くない。まずは、「あなたのことを心配していますよ」というメッセージを出すべきなので、初めに体のことを聞いていった方がよいと思います。その後、考える問いが次々に来た方がよいと思います。

(事務局)

今、お話がありましたとおり、今日ここですぐにアンケートを決めるというもので

はなく、いただいた御意見を受けて、さらに良いものにしていきたいと思いますので、またいろいろと御意見をいただけたらと考えています。

(委員)

これだけの項目で大事なところを絞って精選し、非常に分かりやすくしていただきました。先に申し上げたのですが、神奈川県では、アンケートの表紙に「困っていたり、苦しんでいたら勇気を出してすぐ誰かに相談してください」という文章をつけたり、「これは本当に早期発見につながるものである」と明記されています。もう一つは、私はスクールカウンセラーとして学校にも行かせてもらっていますが、アンケートを後ろの子が集めた時に、「こんなことを書いていたぞ」という話が広がってしまうので、本当のことが書けないと聞きます。せっかくこれだけのものを作っていただいたので、担任が回収するなどアンケート実施の配慮事項をどこかに明記していただくことが大事であると思います。

(委員)

ストップいじめアクションプランの38から39ページのところに「実施上の留意点」があがっていますので、38ページの項目例の順番を変えなくてはならないと思います。それから、「記名式のアンケートでも回収方法を工夫してください」と書かれていますが、もう少し具体的にアンケート自体に書いておかなければいけません。例えば、施設でも第三者評価で子どものアンケートなどがありますが、それは子どもにアンケート用紙を配り、封筒に入れて封をして施設長が集めて第三者評価機関に送るという方法をとっており、職員が見られない形をとっています。福祉の現場では、子どもの意見を出す権利を保障するということを行っています。

(委員長)

少なくとも折り曲げて、端に両面テープがついているなど、そういう造りでないととても出しにくいものです。

(委員)

匿名であっても出しづらいが、記名式であれば余計に出しづらくなります。

(委員)

生徒たちには「先生が私たちのアンケートを大事に取り扱ってくれている」というメッセージが大事だと思います。

(委員長)

生徒は、担任の先生ぐらいが見ることを覚悟して、分かって書くのだと思いますが、友だちは見ないという形で出せることがとても大事だと思います。

(委員)

それと職員室に持って帰って、このアンケートがどれだけ大切に取り扱ってくれているのかということまで思う子どもいるので、慎重に取り扱った方が子どもたちに安心感を与えられると思います。

(委員)

そういう意味では、ストップいじめアクションプランの39ページあたりをもう少し

し肉付けしていくと、子どもが安心して見聞きした事実を伝えられて、その後の聴き取りでも安心感をもって話すことができるということにつながると思います。

(委員長)

ストップいじめアクションプランについて少し述べたいと思います。27ページ中ほどに「悪質な書き込みは犯罪行為」と書いてあります。この名誉棄損罪の例のところが、法律家として見ると随分気になりました。「名誉棄損罪」、「侮辱罪」と並べて、右の方に例えば「この犯罪はこのようなものなのだよ」と例が挙げてあると思います。「名誉棄損罪」と書いてある後に、「他人のSNSを勝手に作成し、本人が希望しない内容や事実と反することの書き込み等」とあるが、名誉棄損罪というのは、「人の評価が下がるようなことを広める」というのが一番中核となる犯罪となります。「他人のSNSを勝手に作成し」というのは、SNSなので私文書偽造とか、文書には当たらないかもしれないが、それに類したものになります。法律家の視点から見ると、「SNSを勝手に作成すること」が名誉棄損にあたるというのは、犯罪としては大きく外れています。また、「事実と反することの書き込み」とあるが、本当のことを言っても名誉棄損にあたることもあり、犯罪の要件としては本質なので、この例はかなり外れていると言わざるをえません。例えば、公共の場で、AさんはBさんと不倫していると言ったら、これは名誉棄損にあたります。人の社会的評価が下がるようなことを言い触らしたり、そういうチラシを撒いたりすることは、たとえ噂だと言ってもダメです。要は不倫している事実が本当であっても、名誉棄損は「広める、人に伝播する」行為が問題なので、「事実と反する書き込み」というのは間違いの例になってしまいます。

(委員)

今の委員長の発言に関連して、文科省のホームページにある、「学校において生じる可能性のある犯罪の行為等について」というところに、この名誉棄損罪の例も載っています。ストップいじめアクションプランに載っている例と違うので、おそらく文科省のホームページなら間違いないと思います。ストップいじめアクションプラン全体を見て思うことですが、これはおそらくバイブルとなるようなマニュアルだと思うので出典をはっきりと明記した方が良いのではないかと思います。誰でも根拠となる文献を確認できるように、他のページも出典を記載した方がよいと思います。

(委員長)

先ほどのストップいじめアクションプランの27ページですが。児童ポルノ法違反のところ、「下半身の写った動画」とあるのですが、下半身に限らないと思います。これも法律の要件としては、「下半身でなく、上半身であれば違反にあたらない」と言葉としては読めるので、まずいのではないかと思います。それと、13ページが一番下、7番のところで「いじめ解消後も注意深く見守り、安心感をもたせながら継続的な支援を行う。必要に応じて出席停止等の措置を検討する。」とあります。出席停止は加害児童生徒に対してです。「いじめを受けた児童生徒を守りきる」というページにあるので、少し違和感があります。できれば、「加害児童生徒に対しての話が出席停止なのだ」と、一目見て分かるように言葉を添えた方が良いのではないかと感じました。それと16ページの地域連携の②ですが、「それぞれの家庭で児童生徒が安全に生活しているかどうか、必要に応じて民生委員・児童委員や福祉機関とも連携し情報を共有する。」とありますが、「安全に生活しているかどうか」というのはどういう意味なのですか。少しきつい言い方をすると、「間違っても、自殺企図とかが

ないか」というような意味ですか。この2行だけ読むと少し意味が分からないと思いました。

(事務局)

「児童生徒が安全に生活しているかかどうか」というところは、家庭の状況等を民生委員、児童委員、福祉機関と連携しながら情報共有するという意味です。自殺企図というようなところまでではなく、「本当にその子どもがしっかりと生活しているか、日頃しっかりとやっているかどうか」というところだと考えております。確かにこの2行だけを読むと、委員長の御指摘のとおり、具体的にどうなのかというのが分かりにくいと思います。

(委員長)

しかも、このページは、「早期対応」といういじめが起こった場面の対応が書いてあるので、それと相まって、「安全に生活している」というのは、どういう意味なのかと思いました。

(委員)

不安な気持ちで過ごしているとか、恐怖感をもっているとか、そういう意味だと思います。

(委員長)

これは、みんなが参照、準拠していくものなので、より分かりやすいものにしていった方が良くと思います。

(委員)

恐怖とか、不安感みたいなものですね。それ以外にももっとあると思いますが、少し分かりにくいです。それから、先ほどの27ページの児童ポルノ法違反のところは、適切かどうか分かりませんが、福祉の世界では（福祉だけの言葉かどうか分かりませんが）、体の部分を示す「プライベートゾーン」を侵すことが人権侵害になると言います。そこを触ったり、見せたりすると、性暴力、犯罪にもなります。

(委員)

27ページの児童ポルノ法違反のところの「下半身」については、文科省のホームページにははっきりと「性器」と書いてあります。このマニュアル全体を見て感じたことを言うと、やっぱり差し障りのない内容にしたいという思いがどこかに働いているような気がします。そうすることによって、核心の部分が少し弱くなってしまっているところがあると思います。

(委員)

先ほどから、委員長、委員の方々が話しておられるように、大阪府教育委員会がこのようなプログラム、たぶんパート2であったと思うのですが、しっかりと発刊番号をとって、奥付けも入れて、参考文献や引用文献を明示して、さらに誰が執筆したかということも事務局を含めて明示して作っておられます。そうすると、先ほどもお話しされたように、たぶんこういう取組を滋賀県教育委員会でされているのだというのが、現場の教員に伝わっていかないといけないと思うのです。実際に、アクションを起こせるような、しっかり思いをもっていじめ予防をし、真摯な対応ができるような、

そういうところまで浸透していかないといけないと思います。これを活用していただけるものでないといけないと思うので、そういう意味でも責任の所在をはっきりと出しながら、また改訂しないといけないところが出てきたら、改訂もしながら進めるのが非常に大事かと思います。

(委員)

ストップいじめアクションプランですが、これまで本委員会で議論されてきたことを盛り込んでいただいて、いろいろと幅広く、また深くなってきて、立派なものになってきたので、それなりの体裁を整えていかないといけないと思います。最初はもう少し薄い冊子で、大雑把なものでした。そうすると、最初の頃に作ったものと段々と足したものの整合性が少し違っている部分があるように思います。例えば、5番目の「学校におけるいじめへの対応の基本」の6、7ページのところです。一つは、「日頃から組織的にアセスメント（見立て）とプランニング（支援計画）を行い、いじめの解消（再発防止）に努めましょう。」とあります。いじめについての対応の基本について、最初はおそらく総合的に考えていたのかもしれませんが、これだけ分厚くなってくると、いじめについての学校の取組というところになると思います。いじめ事案についての取組で、いじめ事案についての見立て（アセスメント）であって、再発防止は別建てだと思えます。最初はその見立てと再発防止まで含めてここで取り上げていたと思うのですが、もう具体的な取組とか聴き取りの仕方とかかなり詳しく後ろの方に細かく出てきたので、基本的な取組のところと、その再発防止策は分けた方が良いでしょうと思います。再発防止のための取組が、この部分に入っているのに違和感があるので、プランニングに特化した方が良いでしょうのではないかと思います。

プランニングを行ううえで、大切な視点は次の3点です。まずは、子どもの自尊感情を高めるための計画を立てるということです。これは、短期目標ではなく、長期目標に入ると思えます。まずは、いじめ事案への本当に短期的な取組というところに関わるので、そこでの支援目標ないしは指導目標の明確化だと思います。何をするのかということを確認することが、まずはプランニングするうえで大事かと思えます。とにかく具体的に作るということです。それと、その加害生徒また被害生徒が自分たちのモチベーションが続く間に解決しなければならないので、長期でも6か月、できれば3か月、これくらいの期間目標を設定した対応を組立てないと、これはもう対応したことにならないと思います。具体的にになると、90%達成可能な目標では困ります。これだけでできるという教師側の評価ではなくて、被害生徒がこれで解決したと思えるような対応でないといけないので、「これでいいよ」というように思える対応、それをマイルステップで区切っていきます。まずは、この期間で「これで良かった」ということを確認しながら、Aができれば次にBに移ってCに移って、トータルで6か月くらいで解決するくらいのプランニング、具体的に使えるプランニングをここで記載しないといけないというような感じがしています。

(事務局)

今いただきました御意見を含めてお気づきの点につきまして、今すぐ全部とはいきませんが、今後改訂にいかしていきたいと思っております。時間も限られておりますので。ここはというのがありましたら、県教育委員会に御連絡いただければありがたいと思っております。

(委員長)

それでは、よろしく申し上げます。

(委員)

もう一点だけよろしいか。子どもへのアクションについて、加害者には「指導、指導」となっており、被害者については「支援」という言葉も入っているのですが、加害者については「指導」という言葉だけになっています。やはり教育の世界では「指導」というのは当たり前の表現でしょうか。福祉の世界では、加害者であろうが、被害者であろうが「支援」ということになるのですが、教育界では「指導」の中に「支援」が含まれているというような概念なのですか。随所に「指導」が出てきます。指導して加害者が立ち直れるかということ、なかなか難しいと思います。指導して理解できる子どもならばいじめをしないと思います。だから、指導も必要かもしれないけれど、それに支援がないと、指導だけで「うん、分かった」と答えはするけれども、それで解消になったというように捉えられません。その後に支援が続いていることが大事なのですが、福祉の立場で見ると、指導という言葉は、バチッと切られているように感じ、気になります。それが、教育の世界では、そういう意味合いを含めての「指導」である、通じるというのであれば、それでいいのですが、教育の世界にいない者から見ると少し違和感を感じます。

(事務局)

委員が話されたとおり、指導と支援があると思います。指導と支援の両方を入れて、今後改訂していきます。

(委員)

もし良い表現があれば、検討していただきたいと思います。

(事務局)

はい。

(委員)

まず3ページの、「いじめの特徴2」というところですが、これは「思春期特有のいじめ」を記述したもので、頻度としては少ないかもしれませんが、重大ないじめというのは「犯罪性のあるいじめ」が多く、これは「関係性」ではなく「加害性」の問題です。だから、このように、画一的に「関係性の病理」と書かれるのは、少し違和感を感じます。精神科で家族療法というのがあって、患者さんが不調になっている時に家族の歪みが原因になっている場合、本人だけをカウンセリングしても効果が薄いので、家族を巻き込んで行うのですが、その考え方には「関係性の病理」というものがあります。家族はお互い関係し合っていて、悪者探しをするのではなく、ひとりが変わればみんなが変わるという考えがあります。ただし、加害性が強い人間がいて、その陰で被害者がいる場合に、それを「関係性の病理」と言われてしまうと被害者は孤立無援の状態になってしまいます。だから、そういう場合は「関係性の病理」という言葉で加害者が免罪されることがあってはならないという見解があります。それがまず1点です。ここはこのように書かざるを得ないのかもしれませんが、違和感を感じます。

それから、6ページの下「学校におけるいじめへの対応の基本」の(4)の「必要に応じて警察や福祉機関との適切な連携」というところと、46ページの下「警察に相談・通報して協力を求める」というところには、基準が必要だと思いますので、先ほど申し上げた文科省のホームページにある基準を資料編に記載するのが良いと思

います。

それから7ページの「子ども目線」についてというところですが、以前指摘があったからどのように変わったのかなと思います。

それから、これも以前も言ったのですが、子どもたちに対して道徳や倫理なことだけでなく、社会規範、要するにしなければならないことを明記する必要があると思います。17ページや27ページにも書かれていますけど、これでは不十分だと思いますので、子どもに分かる言葉で、してはいけないことをしっかり明記する必要があると思います。

それと、資料編に推薦図書を記載すると良いと思います。個人的に良いと思っている本は、森田洋司氏の「いじめとは何か」という本がありまして、これがいじめの問題全体を網羅していて、偏りがなく、かつエビデンスもある本だと思います。いろんなものを読み漁ったのですが、これが一番誰でも読めて得るものが多いかと思います。

(委員)

今、委員が話されたとおり、私もまったく同感なのですが、やはり最後のところで、より詳しく知りたい方々のために、日本生徒指導学会会長の森田洋司先生の「いじめとは何か」といった参考資料、専門書の紹介があるのはありがたいと思います。

それと、40ページの「いじめの基本的な対応」のところで、いじめ防止対策推進法を明示されていますが、メモ書きのようなことが欄外にあると非常に参考にもしやすいため、どこから抜粋といった書き方されている、著作権ということでは、必ず文献を、どこから抜粋しているかということを示さなくてはなりません。特に2ページの「いじめの4層構造」などは、まさに森田先生、清水先生の1994年に出された本にある「いじめの4層構造」にあたります。そういう出典を必ず明示しておかなくてはなりません。私も細々と気が付いたところは必ず連絡していきたいと思います。

(委員)

いじめの特徴について、「関係性の病理」ということについて、委員の考えにまったく同感です。3ページについては、「いじめというのは分かりにくいものですよ」ということを記載する内容ですから、この1、2、3のところのこのキーワードを強調する書き方自体が、本来この文章の趣旨と違うのかという感じがします。いじめは関係性の病理であるということを著者が言いたいのではないと思います。「いじめはなかなかどう捉えるのかは難しいですね。」というものをここに持ってくるのは、もう不要なのかなと思いました。4ページところで、「(1) いじめは重要な人権侵害であり、かつ命に関わる問題であるので、絶対に許されるものではない」とありますが、このメッセージと3ページのメッセージは全然違うものですので、この3ページを設けることで、かえってメッセージ性が薄れて混乱をさせているのかと思います。

あと、もう1点、「いじめの4層構造」のところにその場の状況性の説明もありますが、いじめのショックの度合いの時系列についても説明もあった方が良いと思います。心の回復のプロセスというのがあって、最初何かいろいろなショックなことが起きた時に、まずはショックを受ける段階があり、この時は何が何だか分かりません。眠れなかったり、怖い夢を見たり、頭が真っ白になったり、御飯を食べられなかったりします。まず、いじめの被害にあった時は、頭の整理ができるわけじゃなくて、まずは身体症状に出てきたりして、とにかくショック状態にあると思います。2番目が否認の段階です。「私がいじめられる被害者になるなんて信じられない。そんなはずはない。ひょっとしたらいじめではないのではないか」と、何かの間違ひではないか

と言って否認しようとする段階があります。次に、なぜこんなひどい目に遭うのだと言って、腹が立っていららするという怒りの段階があります。次に第4段階の悲しみの段階です。なぜか涙が出てきたり、自分が被害者になってこれまでの被害にあった体験などをまた思い出してしまったりして、悲しむ段階があります。第5段階で、これから適応と再起の段階になります。辛い現実を受け入れて、少しずつ元の生活に戻っていきます。児童生徒はそのように否認したりするのは、その子の性格とか人格で否認したわけではなく、このようにその状況を理解する段階があるのです。だから、やはり教師はその生徒がどの段階にあるのかということを理解する必要があります。否認するからといって、この生徒が現状を受け入れられないわけではないし、解決をしようとは思わないわけではないと状況を正確に理解して、その問題解決をするように支援をしていくということが出来る、生徒には力があるのだということを知る必要があります。そのためには、このプロセスの段階というものは、先生方とか保護者の方々に伝えたいので、ここの中に入れられたら良いと思います。

(事務局)

ありがとうございます。今、たくさん御指摘いただきました。今後、これを掘り起こしていく中で、また先生方に、ここに入れるのにはどうしたらいいのかというアドバイスを求めていくことになろうと思いますので、その節はよろしくお願いします。

○議題（4）について

(非公開につき、議事概要から省きます。)

(委員長)

それでは、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえながら、事務局としてもより良いいじめ対策につなげていきたいと思っております。なお、第3回の会議ですが、2月か3月ぐらいに開催したいという予定をしておりますので、また日程等を調整させていただきます。本日はありがとうございました。